

## 神戸市勤労者福祉事業懇話会要綱

平成 23 年 3 月 30 日

副 市 長 決 定

(目的)

第 1 条 神戸市の勤労者福祉事業のうち、次に定める事項に関して、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として、懇話会を開催する。

- (1) 神戸市勤労者福祉事業基金の運用並びにその対象となる勤労者福祉施策に関する重要事項
- (2) 神戸市立勤労市民センター及び神戸市勤労会館の運営及び利用に関する基本事項
- (3) その他上記に関する事項

(委員等)

第 2 条 懇話会には、委員 20 人以内及び特別委員が参加する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 労働団体の代表者
- (2) 経営者団体及び関係機関の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 特別委員は、特定の事項について当該事項の関係者の中から市長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 特別委員の任期は、その特定の事項の意見を聴く間とする。

(会長)

第4条 懇話会に会長をおく。

2 会長は、委員の中から市長が指名する。

3 会長に事故あるときは、予め市長が指名するものが、その職務を代行する。

(会議の招集等)

第5条 懇話会は、市長が招集し、会長は、懇話会の進行を務める。

(関係者の出席)

第6条 市長は、その意見を聞くために、委員及び特別委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(公開等)

第7条 懇話会は、公開とする。ただし、市長が公開としないと決めたときは、この限りでない。

2 懇話会の公開に関し必要な事項は、市民参画推進局長が定める。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は市民参画推進局長が定める。

(附則) 平成23年3月30日決裁

1 この要綱は、平成23年3月30日から施行する。